

陳情第208号	受理年月日	令和6年9月24日
付託委員会	教育文化委員会	
件名	市議会における、市教育委員会会議への門司鉄道遺構に関する決議について	
要旨	<p>いわゆる門司鉄道遺構（初代門司駅）関連で、報道機関が注目を集め、国際連合のユネスコに関係するイコモスなる団体がヘリテージ・アラートというものを発出して市行政（市長）に手交し、保護派といわれる方が、文化財保護審議会を開催するべきだと主張していると伺っている。</p> <p>それに対する私の見解は省略するが、映画「おっぴいバレー」や中央図書館（子ども図書館）前の彫刻「レッスン像」といった文化伝統を持つ北九州市において、門司鉄道遺構の上に突き立てるがごとくそびえる複合公共施設を建設し、高潮を眺めつつ平然と業務を行う公務員の姿は、あっぱれと言わざるを得ないような人もいるのかもしれないが、何か、気色悪いものを感じざるを得ない。何かをする前に重要なことをやり残したような、そんな気色悪さである。</p> <p>無論、違法かどうか、不当かどうかについて述べているのではなく、センスがないのではないかという、そういう類いのことである。</p> <p>どうしてそう思うのか。市議会の議決は、丁寧な記録保存の後に建設せよ、だったと思われる。丁寧な記録保存とは何か。それは、私個人は、3D立体映像でなるべく寸分たがわぬようなものが出てくることだろうと思っはいる。</p> <p>ただ、現在、追加発掘調査が行われているが、そのデータも集まっていない状況で、誰が丁寧な記録保存を確認するのであろうか。仮に、丁寧な記録保存ができない場合、その責任は教育委員会（会議）が取るのか、市長が取るのか、有権者が取るのか。流れでいえば、教育委員会（会議）メンバーと計画当初から現在に至るまでの責任者と幹部職員（幹部に準ずる者を含む）だけだろう。</p> <p>ともかく、丁寧な記録保存を確認するための作業について、やはり明朗にすべきであらうと思われる。ついては、以下のとおり決議案を提出</p>	

（続 く）

するので、ご審議願いたい。なお、提出されたヘリテージ・アラートなどをどう考えるべきかについても、検証機関に検証をさせていいと考えるため、合わせてご審議願う。

#### 記

##### (決議案)

- 1 市議会は、先の6月議会で、いわゆる門司鉄道遺構の丁寧な記録保存と複合公共施設の建設を実質決定した。
- 2 1の検証機関として、文化財保護審議会を推薦するため、北九州市教育委員会会議規則第14条の「教育委員会に対して請願、陳情をしようとする者は、文書をもってしなければならない。」に準拠する形で、本決定を教育委員会会議に諮ることを、教育委員会に求める。  
なお、これを否決する場合は、検証機関として、代案を会議で決定するよう求める。予算が追加で必要な場合は、予算案を市議会に提出して審議を求めるよう求める。
- 3 また、市議会は、いわゆる門司鉄道遺構について、2で決定した検証機関に対し、門司鉄道遺構の上に立つ複合公共施設に対し、市議会の議決に関わらず自由に評価を加えることを認める。市民も同様とする。

以上